

昭和二十四年人事院規則一一四

人事院規則一一四（現行の法律、命令及び規則の廃止）
人事院は、国家公務員法に基き、現行の法律、命令及び規則の廃止に関し次の人事院規則を制定する。

人事院規則一一四（昭和二十四年一月十五日施行）

1 法附則第十四条の規定及び国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭和二十二年法律第二百一十一号）の規定により、官吏任用叙級令（昭和二十一年勅令第九十号）は、ここに、廃止する。

2 規則一三〇は、廃止する。但し、同規則の規定により提出された審査の請求は、規則一三一の一の規定による審査の請求とみなす。この場合において、必要と認めるときは、人事院は、請求者とその審査請求書の補正を命ずることができる。（昭和二十四年八月二十日施行）

3 規則一五一五は、廃止する。（昭和二十四年十月二日施行）

4 規則一〇〇〇は、廃止する。（昭和二十四年六月一日適用）

5 規則九一〇は、廃止する。（昭和二十六年一月一日適用）

6 規則一一一は、廃止する。（昭和二十六年九月十日適用）

7 規則九一〇は、廃止する。（昭和二十六年十二月十六日施行）

8 規則一一八は、廃止する。（昭和二十七年四月一日適用）

9 規則一一二は、廃止する。（昭和二十七年四月二十八日適用）

10 次に掲げる規則は、廃止する。（昭和二十七年六月一日施行）

規則二一一

規則七一一〇

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

規則七一一

文官試補及び見習に関する件（明治四十三年勅令第二百七十五号）
執達吏の待遇に関する件（大正七年勅令第三百六十一号）
三級官吏特別任用叙級令（大正九年勅令第三百五十七号）
特定郵便局長等の任用に関する件（大正九年勅令第三百五十八号）
へい用された官吏及び官吏待遇に関する件（大正九年勅令第三百六十七号）
二級官吏及び三級官吏の優遇に関する件（大正十年勅令第二百二十三号）
大使館理事官、公使館理事官、副領事、貿易事務官等の特別任用に関する件（大正十年勅令第三百九十一号）
特定郵便局長等の優遇に関する件（大正十二年勅令第三百五十九号）
領事官及外務書記生の特別任用に関する件（大正十二年勅令第三百八十七号）
大使館商務書記官、公使館商務書記官又は主として商務に従事する奏任総領事、領事若は副領事の任用に関する件（大正十四年勅令第二百二二号）
延吏の待遇に関する件（昭和二年勅令第二百一十一号）
通訳官を外交官又は領事官に任用するの件（昭和十年勅令第二百三十七号）
主として情報事務に従事する外交官又は領事官の特別任用に関する件（昭和十四年勅令第四百六十六号）
主として教育に関する事務に従事する領事官及外務書記生の特別任用に関する件（昭和十四年勅令第六百八十三号）
主として産業に関する調査に従事する奏任の外交官若は領事官又は外務書記生の特別任用に関する件（昭和十六年勅令第八百九十九号）
各庁職員優遇令（昭和十八年勅令第三百三十七号）
各庁職員優遇令施行に関する件（昭和十八年勅令第三百三十八号）
各庁職員危篤又は退官の際における任用等の特例（昭和十九年勅令第五号）
官吏の任免・叙級・休職・復職その他の官吏の身分上の事項に関する手続に関する政令（昭和二十二年政令第十一号）の規定は、第四条を除き、職員については、その例によらないものとする。（昭和二十七年六月一日施行）

規則九一一二は、廃止する。（昭和二十七年十二月二十六日施行）

規則九一一六は、廃止する。（昭和二十八年二月三日適用）

規則九一一八は、廃止する。（昭和二十九年二月十八日施行）

規則九一九は、廃止する。（昭和二十九年二月十八日施行）

次に掲げる規則は、廃止する。（昭和三十一年六月一日施行）

規則九一二〇

規則一一一五

規則一一一七

規則八一一六は、廃止する。（昭和三十一年十月一日施行）

規則一一一六は、廃止する。（昭和三十一年九月十日施行）

規則一一一〇は、廃止する。（昭和三十一年五月一日施行）

次に掲げる規則は、廃止する。（昭和三十一年六月一日施行）

規則九一一一

規則九一一一

規則一四一九は、廃止する。（昭和三十一年八月一日施行）

規則九一二三は、廃止する。（昭和三十三年十一月二十一日施行）

規則九一二五は、廃止する。（昭和三十四年十一月二十日施行）

次に掲げる規則は、廃止する。（昭和三十五年六月九日施行）

規則九一二六

規則九一二七

規則九一二八

11 職員の任用及び分限については、次に掲げる旧令の例によらないものとする。（昭和二十七年六月一日施行）

税関監吏賞罰規則（明治二十三年勅令第二百十八号）

看守休職の制（明治二十三年勅令第二百二十八号）

外交官領事官及書記生任用令（明治二十六年勅令第八十七号）

官吏の勤続に関する件（明治二十六年勅令第九十八号）

外交官領事官及貿易事務官特別任用に関する件（明治三十年勅令第二百九十号）

官吏分限令（明治三十二年勅令第六十二号）

官立公立の学校又は図書館の職員と教官その他教育事務に従事する文官との間の転任に関する件（明治三十二年勅令第四百五十六号）

39 38	37	36	35	34 33	32	31 30	29	28	27 26
規則九一四六は、廃止する。 (昭和四十三年十二月十四日施行)	規則九一四四 規則九一四五 (昭和四十一年十二月二十一日施行)	規則一六一は、廃止する。ただし、船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員である職員に対する昭和四十一年六月三十日以前に係る補償の実施に関する審査の申立てについてでは、なお従前の例による。 (昭和四十一年七月一日適用)	規則一四一〇 規則一四一一 規則一四一二 規則一四一三 (昭和四十一年七月九日施行)	規則九一四一は、廃止する。 (昭和四十年十二月二十七日施行) 次に掲げる規則は、廃止する。 規則二一五 規則二一六 規則一四一六 (昭和四十一年二月十九日施行)	次に掲げる規則は、廃止する。 規則四一〇 規則五一〇 規則一五一八 (昭和三十九年十二月十七日施行)	規則九一三九は、廃止する。 (昭和三十九年九月一日適用) 次に掲げる規則は、廃止する。 規則八一五 規則八一六 規則九一三 規則九一四 規則九一三七 規則九一三八 規則一四一一〇 (昭和三十九年十二月十七日施行)	次に掲げる規則は、廃止する。 (昭和三十八年十月一日適用)	次に掲げる規則は、廃止する。 (昭和三十八年十一月四日施行)	規則九一二九は、廃止する。 (昭和三十五年十二月二十二日施行) 次に掲げる規則は、廃止する。 (昭和三十六年四月一日施行) 規則九一四 規則九一三二
63 62 61	60 59 58	57 56 55 54 53 52 51	50	49	48 47 46 45 44 43	42 41 40			
規則九一七八は、廃止する。 (昭和六十一年六月一日施行) 規則九一八一は、廃止する。 (昭和六十一年十二月二十二日施行) 規則九一八四は、廃止する。 (昭和六十二年十二月十五日施行)	規則九一七八は、廃止する。 (昭和五十九年十二月二十二日施行) 規則九一七九は、廃止する。 (昭和六十年十二月二十一日施行) 次に掲げる規則は、廃止する。 規則一五一四 規則一五一六 (昭和六十一年一月一日施行)	規則九一六九は、廃止する。 (昭和五十二年十二月二十一日施行) 規則九一七〇は、廃止する。 (昭和五十三年十月二十一日施行) 規則九一七一は、廃止する。 (昭和五十四年十二月十二日施行) 規則九一七二は、廃止する。 (昭和五十五年十一月二十九日施行) 規則一四一二は、廃止する。 (昭和五十六年三月二十九日施行) 規則九一七三は、廃止する。 (昭和五十六年十二月二十四日施行) 次に掲げる規則は、廃止する。 規則九一七四 規則九一七五 規則九一七六 (昭和五十八年三月三十一日施行)	次に掲げる規則は、廃止する。 規則九一六六 規則九一六七 (昭和五十年十一月七日施行)	次に掲げる規則は、廃止する。 規則九一六一 規則九一六二 規則九一六三 規則九一六四 (昭和五十年十一月七日施行)	規則八一七は、廃止する。 (昭和四十六年二月二十七日施行) 規則九一五二は、廃止する。 (昭和四十六年十二月十五日施行) 規則一四一一は、廃止する。 (昭和四十七年五月十五日施行) 規則九一五三は、廃止する。 (昭和四十七年十一月十三日施行) 規則九一五六は、廃止する。 (昭和四十八年九月二十六日施行) 次に掲げる規則は、廃止する。 規則九一六〇 規則九一六五 (昭和四十九年十二月二十三日施行)	規則九一四七は、廃止する。 (昭和四十三年十二月二十一日施行) 規則九一四八は、廃止する。 (昭和四十四年十二月二日施行) 次に掲げる規則は、廃止する。 規則九一二二 規則九一三一 規則九一五〇 規則九一五一 (昭和四十五年十二月十七日施行)			

115114113112111

110

109108107

106105104103

規則九―一二〇
規則九―一三三

(平成二十六年四月一日施行)

規則一〇―一九は、廃止する。(平成二十六年五月二十九日施行)

規則九―四二は、廃止する。(平成二十六年五月三十日施行)

規則二―一は、廃止する。(平成二十六年五月三十日施行)

次に掲げる規則は、廃止する。

規則九―一三四

規則九―一三六

(平成二十七年一月三十日施行)

規則九―一三八は、廃止する。(平成二十八年一月二十六日施行)

規則一〇―三は、廃止する。(平成二十八年五月三十日施行)

次に掲げる規則は、廃止する。

規則九―一三九

規則九―一四〇

規則九―一四一

規則九―一四二

規則九―一四三

(平成三十年四月一日施行)

次に掲げる規則は、廃止する。

規則九―一三五

規則九―一四五

(平成三十一年四月一日施行)

規則九―一四六は、廃止する。(令和三年四月二日施行)

規則一四―二三は、廃止する。(令和三年十一月二日施行)

規則二―一三は、廃止する。(令和四年四月一日施行)

規則一―九は、廃止する。(令和五年四月一日施行)

次に掲げる規則は、廃止する。

規則九―一四九

規則九―一五〇

(令和六年四月一日施行)

附 則 (昭和六〇年二月二二日人事院規則一―四―一)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年五月三〇日人事院規則一―四―二)

この規則は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年二月二二日人事院規則一―四―三)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年二月二五日人事院規則一―四―四)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年二月一九日人事院規則一―四―五)

この規則は、昭和六十三年四月十七日から施行する。

附 則 (昭和六三年一〇月三日人事院規則一―四―六)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年二月二四日人事院規則一―四―七)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年二月一三日人事院規則一―四―八)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年二月二六日人事院規則一―四―九)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年二月二四日人事院規則一―四―一〇)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七十一項に係る部分は、平成四年一月一日から施行する。

附 則 (平成四年一月一七日人事院規則一―一八) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年四月六日人事院規則一―四―一一)

この規則は、平成四年五月一日から施行する。

附 則 (平成四年二月一六日人事院規則一―四―一二)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年二月二二日人事院規則一―四―一三)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年七月二七日人事院規則一―一九)

この規則は、平成六年九月一日から施行する。

附 則 (平成六年二月七日人事院規則一―四―二四)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年三月三一日人事院規則二―三―一三) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年一〇月二五日人事院規則九―一〇〇) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年二月二一日人事院規則九―一〇一) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年一月三一日人事院規則一―一二一) 抄

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年二月一〇日人事院規則九―一〇四) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年二月一九日人事院規則一―四―一五)

この規則は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月一九日人事院規則一―四―一六)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月二二日人事院規則一―四―一七)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年一〇月一六日人事院規則九―一〇六) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年一月二五日人事院規則九―一〇八) 抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年六月三〇日人事院規則一―二九)

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成二二年二月二七日人事院規則一一三二）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則（平成二四年七月三一日人事院規則一一四一一八）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成二四年一月二二日人事院規則一一四一九）抄
（施行期日）

この規則は、平成十四年十二月一日から施行する。
附 則（平成二五年一〇月二六日人事院規則九一一三）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。
附 則（平成二五年一〇月二六日人事院規則九一一四）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。
附 則（平成二六年三月五日人事院規則一一四二一）抄
（施行期日）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
附 則（平成二六年一〇月二八日人事院規則一一四二二〇）抄
（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成二七年一月七日人事院規則九一一六）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。
附 則（平成二八年二月一日人事院規則一一四三三）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則（平成二〇年二月一日人事院規則一一五一一）抄
（施行期日）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
附 則（平成二〇年二月二五日人事院規則一一五三三）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十年十二月三十一日から施行する。
附 則（平成二二年三月一八日人事院規則一一四一二二）抄
（施行期日）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
附 則（平成二四年二月二九日人事院規則一一四一二二）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年三月一日から施行する。
附 則（平成二五年二月一五五五人事院規則一一四一二三）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成二六年二月二八日人事院規則一一四一二四）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二六年四月一日から施行する。
附 則（平成二六年五月二九日人事院規則一一六二二）抄
（施行期日）

第一条 この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第二十二号）の施行の日から施行する。ただし、第二条（規則一一四に第百三項を加える部分に限る。）及び第十四条並びに附則第四条、第六条（規則一一三四別表の三の表の改正規定に限る。）、第七条（第六條の規定による改正前の規則一一三四別表の三の表規則一〇一九（民間派遣研修）の項に掲げる人事管理文書の保存期間に係る部分に限る。）及び第九条（規則一一五七第一条第一項の表規則一〇一九（民間派遣研修）の項を削る部分に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年五月二九日人事院規則二一〇一六）抄
（施行期日）

第一条 この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第二十二号）の施行の日から施行する。
附 則（平成二七年一月三〇日人事院規則一一四一二五）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成二八年一月二六日人事院規則九一一四〇）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成二八年五月三〇日人事院規則一一四二一六）抄
（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成三〇年二月一日人事院規則一一四二二七）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
附 則（平成三一年四月一日人事院規則一一四二二八）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（令和三年四月一日人事院規則九一五四一九）抄
（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月二日から施行する。
附 則（令和三年一月二二日人事院規則一一四二一九）抄
（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。
附 則（令和四年二月一八日人事院規則一一七九）抄
（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
附 則（令和五年四月一日人事院規則一一七九）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（令和五年四月一日人事院規則一一七九）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（令和五年四月一日人事院規則一一七九）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（令和五年四月一日人事院規則一一七九）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（令和五年四月一日人事院規則一一七九）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（令和五年四月一日人事院規則一一七九）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（令和五年四月一日人事院規則一一七九）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（令和五年四月一日人事院規則一一七九）抄
（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。
